

# 登米市建設計画の変更について

## 1 計画変更の背景

登米市建設計画（以下「建設計画」という。）については、平成 16 年 6 月、当時の登米地域合併協議会において、市町村の合併の特例に関する法律（以下「旧合併特例法」という。）の規定に基づき、策定したものです。

建設計画は当初、平成 17 年度から平成 26 年度までの 10 年間でありましたが、これまで、三度にわたり、旧合併特例法第 11 条の 2 第 1 項の規定により起こすことができる地方債（以下「合併特例債」という。）の発行期限を延長する法改正<sup>\*</sup>がなされ、合併特例債の発行期限は、令和 12 年度までとなっています。

本市では、平成 26 年 9 月に、合併特例債を有効に活用するため、建設計画の計画期間を、二度目の法改正で延長された平成 37 年度（令和 7 年度）までとする変更を行っており、現行の計画期間は、令和 7 年度までとなっています。

### ※ 法改正の経緯

- ① H23.8： 東日本大震災の発災等を踏まえ、合併特例債の発行期限が 5 年間延長（本市では平成 32 年度（令和 2 年度）まで。被災市町村が該当。）
- ② H24.6： 東日本大震災の発災等を踏まえ、合併特例債の発行期限が更に 5 年間延長（本市では平成 37 年度（令和 7 年度）まで。被災市町村以外も該当。）
- ③ H30.4： 熊本地震の発災等を踏まえ、合併特例債の発行期限が更に 5 年間延長（本市では平成 42 年度（令和 12 年度）まで。被災市町村が該当。）

## 2 計画変更の目的

現行の建設計画における計画期間の延長を主とする所要の変更を行い、有利な合併特例債を最大限活用できる環境を整え、未来に向けたまちづくりを推進するものです。

## 3 計画の変更概要

今般の変更にあたっては、建設計画の計画期間を合併特例債の発行期限まで延長することが主たる目的であることを踏まえ、前回変更時（H26.9）と同様、計画期間の延長と、今後の合併特例債の活用の際に必要となる部分にポイントを絞って変更するとともに、これに対応する財政計画の変更を行うものとします。

### （1）期間の延長

現行の計画期間の終期である平成 37 年度（令和 7 年度）を 5 カ年延長し、令和 12 年度までとします。

(2) 合併特例債活用見込み額の変更

現計画における活用見込み額（発行可能限度額の約 69.3%に当たる約 396 億円）を発行可能限度額（約 572 億円）までとします。

(3) 合併特例債活用予定事業に関する計画本文の記述の明確化

合併特例債の活用を想定している主な事業に係る記述を追加し、取組を明確化します。

(4) 財政計画の変更

計画期間の延長に伴い、令和 12 年度までの財政計画を追加します。

#### 4 合併特例債

(1) 合併特例債の優位性

建設計画に位置付けられることが条件となる合併特例債は、充当率が 95%で、後年度の元利償還金の 70%が国からの普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、非常に有利な地方債です。

(2) 合併特例債発行可能限度額

57,161.7 百万円（A + B）

(内訳) 建設事業分

(単位：百万円)

標準全体事業費	56,170.3	合併時に総務省の算式を基に算出
建設事業起債限度額	53,361.7 A	上記の 95%

(内訳) 基金造成分\*

(単位：百万円)

基金積立限度額	4,000.0	
基金起債限度額	3,800.0 B	上記の 95%

※ 合併によってそれぞれの地域の活力が失われないよう、地域住民の連帯の強化又は旧市町村の区域における地域振興等のためのソフト事業を行うため、基金を積み立て、その運用益を財源に充てるもの。前年度末までに、基金造成のために起こした合併特例債の償還が終わった範囲内で基金の取り崩しが可能となる。本市においては、「未来のまちづくり推進基金」として運用。

(3) 合併特例債の令和5年度までの活用実績（見込み含む）と令和6年度以降の活用予定額

(単位：事業、百万円)

事業区分	H17～R5(見込み含)		R6～R12(予定)		合 計	
	事業数	借入額	事業数 (継続)	借入額	事業数*	借入額
広域4事業	4	5,242.2	0	0	4	5,242.2
福祉施設整備事業	15	1,774.1	3(0)	109.0	18	1,883.1
道路整備事業	99	6,949.8	8(8)	1,277.0	99	8,226.8
消防施設整備事業	15	2,583.5	2(2)	83.8	15	2,667.3
教育施設整備事業	59	9,933.3	5(0)	6,110.0	64	16,043.3
その他施設整備事業	36	6,638.5	9(5)	16,448.8	40	23,087.3
計	228	33,121.4	27(15)	24,028.6	240	57,150.0

※ 事業数は、継続事業を除いてカウント

(4) 発行可能限度額に対する活用割合

{ (借入額) 57,150.0 百万円 / (発行可能限度額) 57,161.7 百万円 } × 100 ≒ 100%

5 計画変更のスケジュール

令和5年 8月 議会全員協議会で建設計画変更案について説明  
 県との内協議  
 市民意見公募（パブリックコメント）の実施（9月中旬まで）  
 10月 県知事との正式協議  
 12月 計画変更に係る議案提出  
 令和6年 1月 変更後の計画書を総務大臣及び県知事あて送付

【参考】建設計画の法的位置づけ

(1) 策定の根拠

市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法）において、合併市町村に対して策定を義務付け。

(2) 策定主体

合併協議会

(3) 定める内容

- ① 合併市町村の建設の基本方針
- ② 合併市町村が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事
- ③ 合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事
- ④ 公共的施設の統合整備に関する事
- ⑤ 合併市町村の財政計画